

平成 19 年 4 月 2 日

## 定期検査中の 1 号機における運転上の制限の逸脱および 復帰に関する調査結果について

当所 1 号機は定期検査のため原子炉を停止し、高温停止状態（原子炉冷却材温度が 100℃以上の状態）のところ、平成 18 年 12 月 28 日、原子炉建屋気密性能検査\*<sup>1</sup>の準備作業中に、通常のアキュムレータ系の隔離弁 2 個のうち 1 個が全開状態から閉動作しないことが確認されました。

当該隔離弁は、保安規定では原子炉高温停止状態において動作可能であることが要求されていることから、保安規定で定める「運転上の制限\*<sup>2</sup>」からの逸脱を宣言いたしました。

その後、当該隔離弁に駆動用空気を供給するための弁（以下「当該弁」）を打振したところ動作可能となったことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

これによる外部への放射能の影響はありません。

（[平成 18 年 12 月 28 日お知らせ済み](#)）

調査の結果、当該隔離弁の動作には異常は認められませんでした。当該弁内の部品\*<sup>3</sup>に傷が確認されたことから、当該弁の動作不良により、当該隔離弁が閉動作しなかったものと推定いたしました。

確認された傷は、当該弁内に微細な異物が混入し、噛み込んだことにより発生したものと考えております。

対策として、当該弁を異物の影響を受けにくい型式の弁に取り替えました。その後、当該隔離弁の動作試験を実施し、問題のないことを確認いたしました。

以 上

\* 1 原子炉建屋気密性能検査

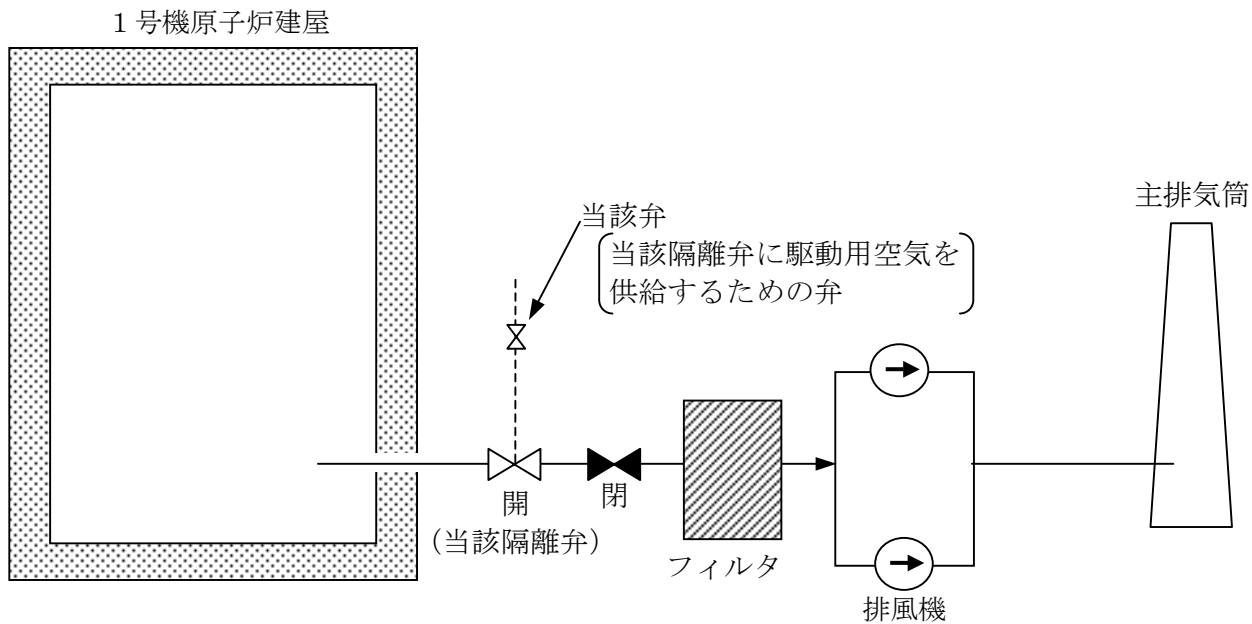
原子炉建屋の気密性が健全であることを確認するための検査。

\* 2 運転上の制限

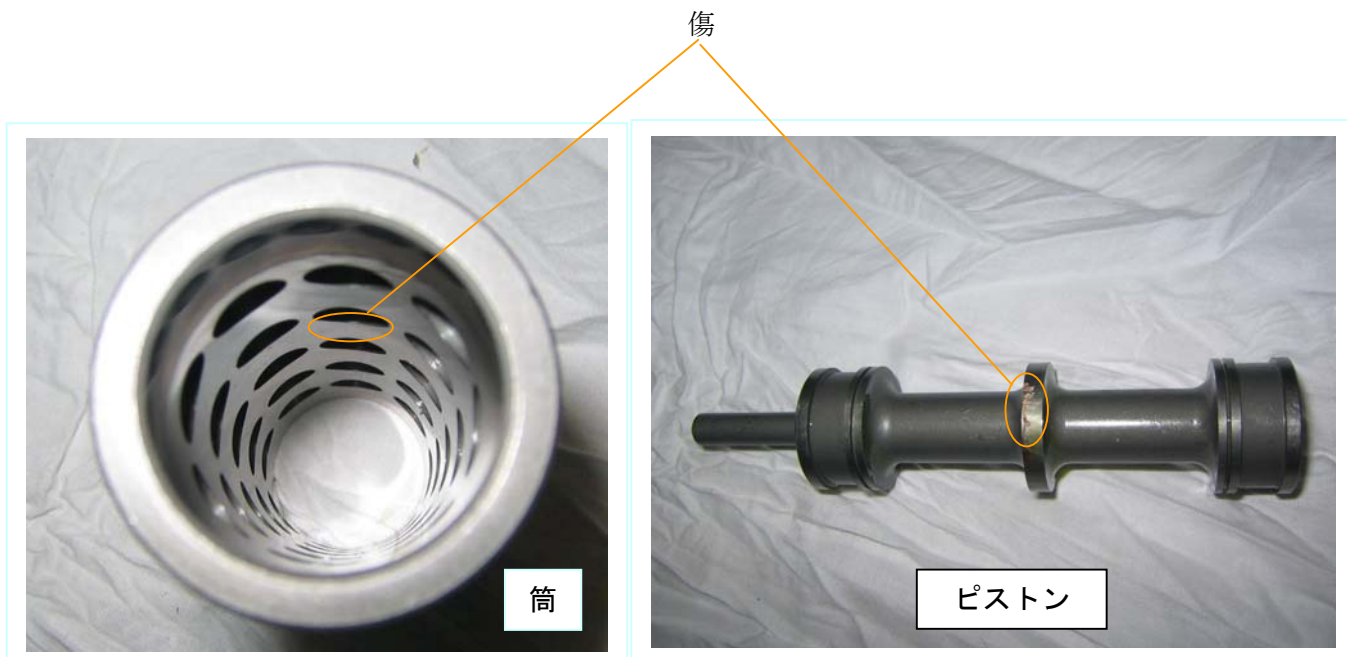
保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになっている。

\* 3 当該弁内の部品

空気を通す筒および筒内で空気の流れ方向を切り替えるピストン。



1号機原子炉建屋の空調換気系系統概略図



当該弁内部点検状況